

## 〈論 説〉

## 負債・持分識別問題の変遷とその論点(1)

山 田 純 平

## I はじめに

負債と持分を識別する問題は、会計基準のコンバージェンスを行ううえで重要なトピックスのひとつである。この問題は、現在 FASB と IASB のジョイント・プロジェクトにおいて審議されており<sup>(1)</sup>、さまざまなアプローチが提案されているところである<sup>(2)</sup>。後述するように、アメリカでは 1980 年代の後半からこの問題の検討が始められたにもかかわらず、現時点においても議論は収束していない。そのことは、負債・持分識別問題の解決がいかに難しいかを表しているといえよう。

このような状況において何よりも重要なことは、負債・持分識別問題を解決するアプローチの前提となる考え方を整理することである。こうした作業を通じて、負債・持分識別問題に関する議論が収束しない理由はなぜか、この問題を解決するうえでの決め手は何かということについて明らかにされるからである。

---

(1) ジョイント・プロジェクトでは、「持分としての性格を持つ金融商品」という名称に変えられているが、問題の本質は変わらない。

(2) 2008 年以降でも、Perpetual Approach, Approach 4.0, Approach 4.1, Approach 4.2, Approach 5 などが提案されている。

なお本稿では、負債・持分識別問題に関するさまざまな考え方を整理するうえで、その考え方が現行の概念フレームワークの枠内にあるかどうかということに注目する。この問題に関して、概念フレームワークは大きな影響を及ぼしてきた。そこで、さまざまな考え方を、概念フレームワークの解釈で対応できる部分と概念フレームワークの考え方自体に再検討を迫る部分に分けて検討を加えていきたい。

便宜上、表1のように、アメリカにおける負債・持分識別問題の議論を3つの期に分けて検討していくことにする。

表1 アメリカにおける対応

1986年	概念ステートメント第6号『財務諸表の構成要素』	}	問題の認識《第Ⅰ期》
1990年	討議資料『負債証券と持分証券の識別ならびに 両者の性格を持つ証券の会計』 (この間、複雑な金融商品の登場)		
2000年	公開草案『負債や持分、両者の性格を持つ 金融商品の会計』	}	問題の複雑化《第Ⅱ期》
	公開草案『負債の定義を改訂するための概念 ステートメント第6号の修正』		
2003年	基準書150号『負債と持分の両者の性格を持つ 特定の金融商品の会計』	}	問題の再検討《第Ⅲ期》
2007年	予備的見解『持分の性格を持つ金融商品』		

## Ⅱ 負債・持分識別問題の認識《第Ⅰ期》

### (1) 概念フレームワーク (SFAC 6)

現行の概念フレームワークでは、負債は次のように定義されている。

Liabilities are probable future sacrifices of economic benefits arising from present obligations of a particular entity to transfer assets or provide services to other entities in the future as a result of past transactions or events (par. 35 ; 下線は筆者).

負債は「将来における経済的便益の犠牲」であるという定義であるが、その説明となる下線部が、負債と持分を識別する際にしばしば問題とされる。下線部の説明によると、将来における経済的便益の犠牲は「特定のエンティティが資産を引き渡し、用役を提供しなければならない現在の義務から生じる」とされる。したがって、資産や用役を引き渡す義務が生じない項目は負債ではないということになる。例えば、少数株主持分や新株予約権は、資産や用役を引き渡す義務ではないので、この負債の定義には合致するとはいえない (par. 254)。

次に、持分の定義をみてみよう。

Equity or net assets is the residual interest in the assets of an entity that remains after deducting its liabilities (par. 49) .

この定義から、持分は資産から負債を控除した後の残余とされていることがわかる (par. 50)<sup>(3)</sup>。そのため、先にみた少数株主持分や新株予約権のような負債の定義に合致しない項目は、持分に収容されることになる (par. 254)。

これらの定義とともに、概念フレームワークでは、負債と持分を識別する考え方が示されている。そこでは、負債は決済に関して裁量の余地がない請求権であるのに対して、持分は裁量の余地がある請求権であることが指摘されている (par. 54)<sup>(4)</sup>。

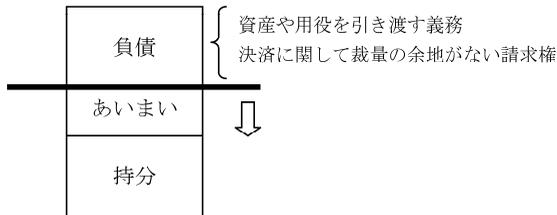
---

(3) ただし、現行の概念フレームワークにおける持分の定義には、資産と負債の差額という意味以外にも、所有主の請求権という意味も含まれていることに注意したい (par. 60; Rosenfield [2006], pp. 210-211 参照)。したがって、持分は所有主の何らかの請求権も表しているということになる (ただし営利企業を前提とした場合に限る)。

(4) もうひとつ、概念フレームワークにおいて注意しておきたいのは、「負債と持分の識別は、一般に請求権者が誰かというよりも請求権者の性質に依存する」(footnote 31) としている点である。例えば、同じ投資家が負債証券と同時に持分証券を持つ場合には、投資家をみて判断するのではなく、金融商品ごとに負債か持分を識別するというのである。

以上の概念フレームワークの考え方を適用すれば、持分にあいまいな項目が含まれることになる（図1）。負債の性格が明確に定義されている一方で、持分は残余とされているからである。先にみたように少数株主持分や新株予約権は持分とされるし、後述する強制償還優先株式も、負債の性格を厳密にとらえると持分とされる可能性はある<sup>(5)</sup>。

図1 現行の概念フレームワークの考え方



このように持分にあいまいな項目が含まれた結果、今度は逆に、持分の性格が問題となってくる。そこで、アメリカでは1980年代後半から、個別の金融商品に即して負債と持分の識別を検討するプロジェクトが発足することになる。そこでは、概念フレームワークの解釈により対応しようとする部分もある一方で、概念フレームワークの考え方自体に再考を迫る部分もあることが注目される。そこで次に、この二つの部分を分けて、負債・持分識別プロジェクトにおける議論を検討したい。

## (2) 討議資料『負債証券と持分証券の識別ならびに両者の性格を持つ金融商品の会計』

### ①概要

FASBでは1986年から金融商品を検討するプロジェクトが行われていたが、そこから分離する形で負債・持分識別プロジェクトは開始された。この負債・持分識別プロジェクトの成果が、1990年に公表された討議資料『負債証券と持

(5) この点は、(2)②の強制償還優先株式を持分とする見解を参照。

分証券の識別ならびに両者の性格を持つ金融商品の会計』(以下、討議資料と呼ぶ)である<sup>(6)</sup>。この経緯からもわかるように、討議資料で対象とされているのは金融商品である点に注意しなければならない。したがって、対象となる項目が負債とされれば、原則的にデリバティブとして時価評価される。

また、ストック・オプションの会計は、負債・持分識別問題とは別のプロジェクトで議論されており、討議資料の対象外とされている点にも注意が必要である(par. 14)。この点は、後述するコール・オプションの一形態としてストック・オプションが考えられることから、対象外としつつも後に関連してくることになる。

以上が他のプロジェクトとの関係であるが、この討議資料の特徴は、個別の金融商品に関して、持分とする考え方と負債とする考え方の両者を併記している点にある。したがって、どちらかの考え方を支持するというスタイルはとっていない。ここでは、強制償還優先株式、自社株を対象とした売建プット・オプション、自社株を対象としたコール・オプションについて、それぞれの考え方をとりあげてみることにする。

## ② 自社株を買い戻す義務(強制償還優先株式、自社株を対象とした売建プット・オプション)

強制償還優先株式とは、ある特定の期日までに一定金額で強制的に償還される優先株式である<sup>(7)</sup>。討議資料が出された時点においては、このタイプの優先株式は負債と持分の中間項目として開示されていた。SECのASR No. 268によって、強制償還優先株式と持分証券を同じカテゴリーで開示することが禁止されていたからである(par. 75)。そこで、強制償還優先株式をあいまいな中間項目とするのではなく、負債と持分のいずれにするかが問題とされた。

---

(6) 討議資料については、これまでもいくつかの文献で紹介・検討がなされてきた。例えば、Clarke and Kahn [1990], Levine and Fitzsimons [1991], 上田 [1994], 梶田 [1996], 池田 [2001]などがあげられる。

(7) 強制償還優先株式の会計処理をとりあげた文献として、Nair et al. [1990], Kimmel and Warfield [1993]がある。これらの文献があることは、強制償還優先株式が、当時の実務でよく用いられていたことを示している。

強制償還優先株式を持分とする見解では、その買い戻しのためには、法律の規定により資産や持分が十分にあるかどうかを論拠としている(par. 84)。強制償還優先株式は、期日が来たら必ず現金で買い戻すというわけではなく、普通株式に対する配当と同様に、買い戻すためには一定の資産や持分があることが前提とされる。したがって、通常の負債と違って、決済に裁量の余地がないとはいえないため、負債ではなく持分とされる。

それに対して、強制償還優先株式を負債とする見解は、発行企業が資産を犠牲にする義務を負っており、その義務を回避することができないことを論拠としている(par. 86)。たしかに法律的な規定によって義務が実行されないことがあるかもしれないが、その義務を容易に回避することができないのだから、持分とすることには無理があるとしている(par. 88)。

ここでは、将来の買い戻しを回避できる義務を負債とみなすことができるかどうか問われている。回避できる義務であれば、先にみた「裁量の余地がない将来の資産の犠牲」という概念フレームワークの負債の説明に合致しないともいえる。ただし、回避できる義務といっても、それはきわめて限定されたケースであるため、負債とする見解のような反論は出てくる。要するに、ここでの問題は「裁量の余地がない」という用語の解釈といえよう。強制償還優先株式のように、義務を回避できることがある場合に、「裁量の余地がない」といえるのかどうかということである。したがって、この問題は概念フレームワークの枠内で対応できる問題といえる。

次に、自社株を対象とした売建プット・オプション(以下、プット・オプションと呼ぶ)についてとりあげてみたい。プット・オプションを発行することによって、発行会社は一定数の自社株を一定の価格(行使価格)で買い取る義務を負う。ただし、オプション契約なので、オプションの保有者がそれを行使しなかった場合(自社株の株価が行使価格よりも高いとき)には、発行会社は自社株を買い戻す義務を負うことはない。オプション保有者の意思により自社株の

買い戻しが決まる点が、強制償還優先株式とは異なっている<sup>(8)</sup>。

討議資料で問題としているのは、プット・オプションの発行によって受け取ったプレミアムをどうみるかという点である。プレミアムを、所有主による投資とみるか、発行会社にとっての義務とみるかということが問われている (par. 98)。

所有主による投資とみる見解では、強制償還優先株式と同様に、自社株を買い戻すときに、資産や持分の十分性が問われることを論拠としている (par. 100)。オプションの行使がなされたとしても、資産や持分が十分になれば、自社株を買い戻す必要はない。したがって、買い戻しを回避できることから負債ではなく持分とされる<sup>(9)</sup>。

それに対して、企業にとっての義務が生じたとする見解は、通常の株式は買い戻す義務は生じないが、プット・オプションを発行することによって買い戻す義務が生じることを論拠とする。それゆえ、プット・オプションは負債であるとしている (par. 102)。

ここでも、強制償還優先株式と同様に、回避できる義務をどうみるかが問題とされている。プット・オプションが付与されて、自社株を買い戻す義務を負うとしても、その義務を回避できる場合があるというのは、強制償還優先株式と同じである。したがって、この問題も概念フレームワークの解釈で対応できるといえよう<sup>(10)</sup>。

---

(8) プット・オプションは、対象となる自社株から切り離して売買することができる。この点も強制償還優先株式との違いである。

(9) これ以外の論拠として、プレミアム自体を返済することがないから、負債ではないこともあげている (par. 101)。発行会社が自社株を買い取ることにより現金を引き渡すことになったとしても、プレミアム自体を返済するわけではないので、それは負債ではなく持分とみることになるのだろう。ただし、このような見方をすれば、すべてのオプションについて持分となってしまうのではないかという批判はある (par. 104)。

(10) ただし、現在の会計基準のようにプット・オプションを負債とした場合に、行使時と非行使時にそれぞれどのような処理を行うかという問題は残されている。

### ③ 自社株を発行する義務（自社株を対象としたコール・オプション）

次に、自社株を対象としたコール・オプション（以下、コール・オプションと呼ぶ）をとりあげてみよう。コール・オプションを発行した場合には、プット・オプションとは逆に、発行会社は自社株を一定の価格で引き渡す義務を負うことになる。

討議資料で問題としているのは、コール・オプションの発行によって受け取ったプレミアムをどうみるかという点である。プレミアムを、所有主による投資とみるか、発行会社にとっての義務とみるかということが問題とされている（par. 118）。この問い方はプット・オプションの場合と同じである。

所有主による投資とみる見解（以下、View 1 とする）では、コール・オプションが企業体の資産やサービスを移転する義務を表していないことを論拠としている（par. 119）。コール・オプションを発行した場合、発行会社は資産や用役を引き渡す義務を負うのではなく、自社株を発行する義務を負う。したがって、受け取ったプレミアムの相手勘定は、負債ではなく持分とされる。

それに対して、会社にとっての義務とみる見解（以下、View 2 とする）では、将来の株式発行によって、既存株主が被るかもしれない不利な影響を業績に反映させることを論拠としている（par. 128）。オプションが行使されれば、既存株主は、行使時の株価と行使価格の差額分だけ損失を被ることになる。この損失を業績に反映させるためには、受け取ったプレミアムの相手勘定を負債とし、その負債を時価評価すればよい<sup>(11)</sup>。

なお、View 2 では、資産を引き渡す義務と自社株を引き渡す義務を同一視している点に注意しなければならない。現金の代替として自社株を利用することがあるから、二つの義務を同一視できるとしている（par. 129）<sup>(12)</sup>。

View 1 と View 2 において、オプション価値の変動がどのように業績に反映

---

(11) 負債を時価評価することにより、既存株主の損失がどのように業績に反映させられるかについては、後述する設例を参照。

(12) View 1 では、資産を引き渡す義務を負債とし、自社株を発行する義務を持分というように、二つの義務を異なる扱いとしている。

されているかについて、次の設例を用いて確認してみよう。

〔設例〕

- ・ A社は、A社株式 1,000株を購入できるコール・オプションを発行した。行使価格は1株あたり 100ドルとする。コール・オプションを発行することにより、A社は 10,000ドルのプレミアムを受け取った。
- ・ 株価が 151ドルのときにコール・オプションが行使され、A社は 100,000ドルを受け取る代わりに、A社株式 1,000株を発行した。

行使時におけるオプション価値は、その時の株価と行使価格の差額（@51ドル）に発行株数（1,000株）をかけた 51,000ドルとなる。この 51,000ドルから発行時のプレミアム 10,000ドルを差し引いた金額 41,000ドルが、オプションの時価評価差額であると同時に、既存株主にとっての損失となる。

View 1では、プレミアムの相手勘定を持分として、オプションの時価評価はせずに、41,000ドルは業績に反映させない。オプションを持分とした後の価値変動は、既存株主とオプションの保有者の間での富の移動であり、企業体の業績とは関係ないとみているからである（par. 124）。

それに対して、View 2では、負債の時価評価を通じて、41,000ドルは業績に反映させる。それは、オプションが行使されたことによる既存株主の損失部分を業績に反映させることを意味する（par. 138）<sup>(13)</sup>。

なお、株価が行使価格よりも低く、結果的にオプションが行使されなかった場合の会計処理についても触れておこう。View 1では、既存株主がオプションの保有者を犠牲にして儲けることになるが、そのことは企業体が利益を得たことを意味するわけではないから、持分のままにする。それに対して、View 2では、既存株主がプレミアム分だけ得をしたことになるので、企業体の利益とし

---

(13) オプションを每期時価評価しなくても、行使時にオプション価値（51,000ドル）だけ資本を増加させ、41,000ドルの損失を出しても同じ結果になる。

て計上することになる (par. 141)。

現行の概念フレームワークと合致しているのは、View 1の方であろう。IIの(1)でみたように、概念フレームワークの考え方のもとでは、資産や用役を引き渡す義務は負債とし、それ以外の項目は持分としていた。自社株を引き渡す義務であるコール・オプションは、資産や用役を引き渡す義務ではないので、持分ということになる。したがって、資産や用役を引き渡す義務と自社株を引き渡す義務とは異なる扱いをしていた。この考え方に基づいて、View 1はコール・オプションを持分としている。その結果、〔設例〕のView 1でみたように、オプション価値の変動は業績に反映させずに、既存株主の富の変動は企業体の業績にはあられないことになる。

したがって、View 1 (または現行の概念フレームワーク)の特徴は、①資産や用役を引き渡す義務と自社株を引き渡す義務で異なる扱いをすること、②既存株主の富の変動を企業体の業績に反映させないことの二つになる。

それに対して、View 2の特徴は、①資産や用役を引き渡す義務と自社株を引き渡す義務を同一視して負債とすること、②既存株主の富の変動を企業体の業績に反映させることとなる。View 2は、自社株を引き渡す義務を、資産や用役を引き渡す義務と同様に、負債とすることによって、オプション価値の変動を業績に反映させていた。その結果、既存株主の富の変動分と企業の業績は密接に結びつくことになる。ただし、この考え方は、現行の概念フレームワークとは合致していない。

以上のように、コール・オプションの議論は、概念フレームワークの考え方と合致する見解のみならず、合致しない見解も提示していることがわかる。したがって、ここでの問題は、強制償還優先株式やプット・オプションのように概念フレームワークの解釈で対応できる問題ではなく、概念フレームワークの考え方を問い直す問題であるといえよう。

この他にも、討議資料では、概念フレームワークを前提としないアプローチについてもとりあげている。そこで、それらがどのようなアプローチで、いかなる問題点があるかについてみてみることにしよう。

#### ④概念フレームワークを前提としないアプローチ

##### (i) 持分を先に定義するアプローチ

概念フレームワークでは資産→負債→持分というように、資産と負債を先に定義し、その差額として持分を定義していた。それに対して、持分を先に定義するアプローチは、持分に積極的な意味を与えて、持分の意味を狭くとらえようとするものである。

例えば、持分は議決権を持つものと定義する方法があげられている。議決権で識別するのは、通常所有主には議決権が与えられているからであろう。ただし、議決権だけが所有主の条件といえるかどうかは議論が分かれるところである (par. 193)。

また、持分を絶対的な残余 (**absolute residual**) と定義する方法もあげられている。絶対的な残余というのは、リターンが保証されていない証券を意味する。所有主は、企業体が成功したときには、その成功にあずかることができるのに対して、失敗したときには、損失を被るものである。それゆえ、このような性格を表した証券が持分ということになる (par. 194)。ただし、この方法においても、具体的に絶対的な残余という性格を持つ証券を識別することは困難であるとする問題点があげられている (par. 195)<sup>(14)</sup>。

##### (ii) 第3区分を設けるアプローチ

第3区分を設けるアプローチとは、負債でも持分でもない中間項目を設けるものである。かつてSECが強制償還優先株式を持分とは別建てで表示することを求めていたが、そのことにより負債と持分の間に第3区分が設けられることになった。また、先に触れたコール・オプションのような条件付きの持分を暫定的な勘定とする場合には、第3区分を設けることになるのだろう。

第3区分を設けることに対する問題点として、利益計算が複雑になることが

---

(14) 絶対的な残余という性格を持つ証券といっても、普通株式だけを指す者もいれば、優先株式も含める論者もいる (par. 188)。また、コール・オプションも含める論者もいれば、先のView 2と結び付けて、コール・オプションを含めないとする論者もいる (par. 189)。このように、絶対的な残余といっても実行に移すには難しいとされている。

あげられている。持分から得られた成果が利益だとするならば、第3区分はその関係を不明瞭にするとしている (par. 209)。また、第3区分を設けたとしても、負債と第3区分の間に線を引くか、あるいは第3区分と持分の間に線を引くか最終的には決定しなければならないという批判もあげられている (par. 212)。

強制償還優先株式を第3区分に表示した場合を考えてみよう。その場合、強制償還優先株式に対する配当は純利益より前で控除するのかどうか、あるいは強制償還優先株式を早期に償還した場合の差額を純利益に影響させるのどうかといった問題は、残されたままとなる (par. 207)。それゆえ、上記のような、利益計算が複雑になる、第3区分を設けたとしてもどこかで線を引く必要があるといった批判が出ることになるのであろう。

### (iii) 負債と持分の区分を設けないアプローチ

負債と持分を識別することが難しいのならば、その区分をなくしてしまえばいいというのが、このアプローチである。負債と持分という二分法に固執するのではなく、請求権の優先度順に並べればよいということになる。しかし、このアプローチのもとでも、利益概念がどうなるのかという疑問は残る (par. 228)。

FASB は、討議資料を公表し、1991年に公聴会を開いた後、負債・持分識別プロジェクトを中止している。同時に議論されていた金融商品の問題に専念するためとされている。その後、このプロジェクトが再開するのは1996年12月である。

## (3) 小括

本稿では、現行の概念フレームワークにおける負債と持分を識別する考え方を概観したうえで、討議資料でとりあげられている論点について検討を加えてきた。その際、概念フレームワークの解釈で対応できる部分と概念フレームワークの考え方自体に再考を迫る部分とに分けて考察を行った。ここまでの議論を要約すると以下のようなになる。

①概念フレームワークでは、負債は資産や用役を引き渡す義務、持分は資産か

ら負債を控除した残余と定義される。また、負債は決済に関して裁量の余地がない請求権であるのに対して、持分は裁量の余地がある請求権であるとされる。

- ②強制償還優先株式やプット・オプションの問題では、決済に関して裁量の余地がない請求権といえるかどうかが議論されていた。この議論は概念フレームワークの解釈で対応できる問題といえる。
- ③それに対して、コール・オプションの問題では、資産を引き渡す義務と自社株を引き渡す義務を同一視できるかどうか、既存株主の損失部分を企業の業績に反映させるかどうか議論されていた。この議論は概念フレームワークの考え方自体の問い直しを迫るものといえる。
- ④その他に、現行の概念フレームワークを前提としない考え方として、持分を積極的に定義するアプローチや第3区分を設けるアプローチ、負債と持分を区分しないアプローチをとりあげているが、実行が困難な点や利益の算定を複雑にするといったデメリットがあげられていた。